

令和6年度 第1回 えなの森林づくり推進委員会 次第

日時：令和6年10月17日（木）

午前10時00分から

会場：恵那市役所西庁舎3階 災害対策室

1. 開会あいさつ
2. 会議の公開について
3. 委嘱書の交付
4. 委員長の選任
5. 議題
 - (1) えなの森林づくり実施計画の進行管理について
 - (2) 令和7年度新規事業について
 - (3) 第3期えなの森林づくり実施計画の策定について
6. その他
 - (1) 恵那市次期総合計画の策定について
 - (2) 東濃森林管理署より
 - (3) 恵那農林事務所林業課より
7. 閉会あいさつ

令和6年度 えなの森林づくり推進委員会

任期：令和5年8月29日から令和7年3月31日

番号	分科会	所属	氏名
1	木材活用	恵南森林組合 総務課長	岡田 努
2	木材活用	恵那市森林組合 総務課長	藤田 典久
3	木材活用	林業家・林業団体	寺澤 俊二
4	木材活用	杣組 代表	鈴村 今衛
5	木材活用	株式会社 安藤林業	安藤 雅人
6	木材活用	NPO奥矢作森林塾 理事長	小林 太郎
7	木材活用	岐阜県地域森林監理士	佐藤 大輔
8	木材活用	恵那小径木加工協同組合	曾我 良久
9	木材活用	協同組合東濃地域木材流通センター	片田 岳史
10	担い手教育	NPO美濃の森造隊 代表	森岡 哲郎
11	担い手教育	しあわせの里 えな山里楽耕	安藤 由美子
12	担い手教育	森の守倶楽部	小椋 正明
13	担い手教育	商工会議所木工部会	鈴木 秀利
14	担い手教育	恵那市森林環境教育推進協議会 副会長	高橋 幸生
15	担い手教育	恵那市教育委員会学校教育課 主幹	青木 茂
16	アドバイザー	東濃森林管理署 署長	見市 貴司
17	アドバイザー	東濃森林管理署 森林技術指導官	村井 千秋
18	アドバイザー	岐阜県森林組合連合会 東濃林産物共販所 所長	赤池 保
19	アドバイザー	恵那農林事務所林業課 課長	早田 憲史
20	アドバイザー	恵那農林事務所林業課 森林整備係長	池田 毅
21	アドバイザー	恵那農林事務所林業課 森林整備係	中田 航
22	事務局	恵那市農林部 部長	鈴木 文明
23	事務局	恵那市農林部 次長兼 林政課長	小木曾 弘明
24	事務局	恵那市農林部林政課 課長補佐	柘植 篤志
25	事務局	恵那市農林部林政課 林業振興係長	丸山 福美
26	事務局	恵那市農林部林政課 治山林道係長	安田 善博
27	事務局	恵那市農林部林政課 治山林道係	丸山 浩司

○えなの森林づくり推進委員会設置要綱

平成18年10月25日告示第84号
改正
平成20年5月30日告示第63号
平成26年3月31日告示第63号
平成29年3月23日告示第44号の1

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵那市における広大な森林を保全・活用する方策を検討するため、えなの森林づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の検討事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) えなの森林づくり基本計画に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、委員長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長、副委員長1名ずつを置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長が務める。

- 2 委員会には、必要に応じて部会を設けることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を、農林部林政課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委嘱の期間の例外)

- 2 第3条の規程にかかわらず、第1期の委員の任期は委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

附 則（平成20年5月30日告示第63号）

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第63号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第44号の1）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

令和6年度 第1回 えなの森林づくり推進委員会

えなの森林 活かして守って次世代へ
～市民の力で持続可能な
地域循環型の森林づくり～



恵那市公式キャラクター エーナ

令和6年10月17日
農林部林政課



目次

1. えなの森林づくり実施計画の進行管理
 - 未来への枠組み P3
 - えなの森林を活用する P4
 - えなの森林を守る P5
 - えなの森林を支える力 P6
2. 令和7年度新規事業（案）
 - 林業担い手修学支援事業 P7
 - 高性能林業機械等活用支援事業 P8
 - えなの木利用促進事業 P9
3. 第3期えなの森林づくり実施計画 P10～11



1. えなの森林づくり実施計画の進行管理

- ・ 未来への枠組み
森林づくりを実現するのに必要な取り組み

令和5年度の主な取組

観光景観林と生活保全林のゾーニング実施

観光景観林 新たに11.62haを追加

いいなか街道、中馬街道・南北街道

生活保全林 新たに1.85haを追加

飯地町、武並町



1. えなの森林づくり実施計画の進行管理

- ・ えなの森林を活用する
森林資源の活用を進めるための取り組み

令和5年度の主な取組

木の駅プロジェクトの推進 3団体 408.4 t

公共施設の木造化 こども園木製ロッカー設置

えなの木省エネ住宅支援 申請件数 7件

市有林の間伐面積 66.89ha





1. えなの森林づくり実施計画の進行管理

- ・ えなの森林を守る
森林の持つ多面的機能を守るための取り組み

令和5年度の主な取組

カーボンニュートラルに向けた林業

経営計画を策定している市有林グリーンピア恵那団地
においてJ-クレジットのプロジェクト登録を実施

地籍調査・境界明確化事業の推進

長島町正家字鍋山地区にて境界明確化事業実施
計画的な間伐の実施 673.52ha（目標800ha）



1. えなの森林づくり実施計画の進行管理

- ・ えなの森林を支える力
森林を支える人・地域を育てる取り組み

令和5年度の主な取組

小中学校での森林教育

小学生を対象とした森林環境教育講座を実施

農林業体験ツアー

令和5年12月に実施。参加者11名





2. 令和7年度新規事業(案)

- 林業担い手修学支援事業

- えなの森林を支える力

県立森林文化アカデミーに在学している方を対象として、卒業後に恵那市に居住し市内の林業関係の事業所に就職することを条件として、修学に必要な経費を支援する。

対象経費 入学金、授業料、教材費、
資格取得費、資材費等



県立森林文化アカデミー
ウェブサイト



2. 令和7年度新規事業(案)

- 高性能林業機械等活用支援事業

- えなの森林を守る

高性能林業機械等を活用するために必要となるレンタル料又はリース料を支援する。

高性能林業機械：グラップル、グラップルソー、フォワーダ、
ハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ

森林の管理及び林業経営のために使用すること
他の補助金等の交付を受けていないこと





2. 令和7年度新規事業(案)

・えなの木利用促進事業

○えなの森林を活用する

建築物（住宅及び非住宅）の新築やリフォームの際に使用した市産材の量に対して、定額の支援を行う。

支援先	大工・工務店	市産材の利用促進に対する支援
	建築主	市産材の利用に対する支援
支援対象	主要構造材	立米当たりの定額支援
	内装材	平米当たりの定額支援



3. 第3期えなの森林づくり実施計画

えなの森林づくり基本計画

(平成20年3月策定、令和4年4月改訂)

基本理念

えなの森林 活かして守って次世代へ

～市民の力で持続可能な地域循環型の森林づくり～

理念に伴う4つの視点

- ・ 未来への枠組み
- ・ えなの森林を活用する
- ・ えなの森林を守る
- ・ えなの森林を支える力





3. 第3期えなの森林づくり実施計画

実施計画は、次期総合計画に合わせ、令和8年度（2026）から令和27年度（2045）までの20年間とします。また、計画の見直しは、4年毎に行います。

策定スケジュール

- 令和7年6月 えなの森林づくり推進委員会開催
えなの森林づくり実施計画の諮問
- 7月～12月 各部会にて素案の検討
- 令和8年1月 えなの森林づくり推進委員会開催
実施計画答申案の確定
- 2月 市長へ計画案を答申





次期総合計画の策定について

1. 次期総合計画の策定について

恵那市では、平成27年度に第2次恵那市総合計画を策定し、「人口減少対策」及び「市(財政)の存続」を行政運営を行う上での優先する視点として位置付け、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでいます。

こうした中、第2次恵那市総合計画は令和7年度をもって最終年を迎えることからこれまでの取組状況や課題等を検証し、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、本市が更に発展できるよう、今年度より次期総合計画及び総合戦略の策定に取り掛かります。

1. 総合計画の役割

- 総合計画とは、市政経営における最上位の計画で、本市が目指すまちの「将来像」を実現するための指針を明らかにしたものです。
- 恵那市の目指すまちの姿である将来像を設定し、その下に各分野が目指す姿である基本施策を設定し行政運営を行っています。
- 現総合計画の計画期間は基本構想が10年、基本計画が5年間となっています。

第2次恵那市総合計画 (平成28年度～平成37年度) 概要版

■「総合計画」とは、総合的かつ計画的な市の運営を図るために策定するものであり、市政の運営において最も上位の計画となります。

■第2次恵那市総合計画は、平成28年度から平成37年度までの恵那市の指針です。

○第2次恵那市総合計画のポイント

行政のみが進める計画ではなく、市民・地域自治体・企業・各種団体など様々な主体が目標達成に向けて参画・連携します

□ 人口減少が進む中で「各地域の維持＝小学校の存続」の視点から10年後の目標人口を定めます

□ 施策や事業を行う上での優先する視点は「人口減少対策」と「市(財政)の存続」です

○計画の全体像

● 市の運営
□ 市民サービスが向上する ※「市の運営」は、行政が独自で行うため、総合計画の理念には含まれません

3. 意見を伺いたいこと

次期総合計画の策定のため、分野ごとの『将来像』及び『施策の方向性』の設定の参考とさせていただくため

えなの森林づくりに関する分野において…

- ① 「20年後にどんな恵那市になってほしいか」
- ② 「そのために何をやらなければいけないか」

の意見ををお願いします。